

令和6年流山市教育委員会会議第2回定例会会議録

- 1 日 時 令和6年2月7日（水曜日）
開会 午前10時00分
閉会 午前11時10分
- 2 場 所 流山市役所 301会議室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美
教育長職務代理者 宮田 義則
委 員 羽中田 彩記子
委 員 宮本 尚子
委 員 勝本 正實
- 4 欠席委員 委 員 山本 正子
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 大塚 昌浩
学校教育部長 南 暁男
生涯学習部長 竹内 繁教
教育総務部次長兼学校施設課長 吉田 瑞穂
学校教育部次長兼学校教育課長 中曽根 仁史
生涯学習部次長兼生涯学習課長 石川 博一
教育総務課長 鈴木 貴之
指導課長 郡司 美紀
いじめ防止相談対策室長 木藤 潔
スポーツ振興課長 小池 昌樹
公民館長 寺門 宏晋
図書館長 伊原 純子
博物館長 秋谷 大和

7	事務局職員	教育総務課長補佐	遠山 美保
		教育総務課庶務係長	大田 千絵美
		教育総務課主事	石戸 寛諭
		教育総務課主事	島根 壮樹
		教育総務課会計年度任用職員	寺坂 真佐美

8 議案等

議案第 4 号 令和 6 年度教育費予算案について

議案第 5 号 令和 5 年度教育費補正予算案について

議案第 6 号 流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の原案について

報告第 1 号 臨時代理の報告について（令和 5 年度教育費補正予算案について）

9 議事の内容

（開会 午前 10 時 00 分）

田中教育長

ただいまから、令和 6 年流山市教育委員会会議第 2 回定例会を開会します。
まず、令和 6 年流山市教育委員会会議第 1 回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘がございますか。

（特になし との声あり）

田中教育長

特になしということですので、承認ということにします。
これより議事に入りますが、議案第 4 号「令和 6 年度教育費予算案について」、議案第 5 号「令和 5 年度教育費補正予算案について」、議案第 6 号「流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の原案について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項です。よって、流山市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして、当該案件を同会議規則第 10 条第 1 項の規定により、各課等報告の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし との声あり）

田中教育長 御異議なしと認めます。よって、これらの案件につきましては非公開とし、各課等報告の後に審議します。

それでは議事に入ります。

報告第1号「臨時代理の報告について（令和5年度教育費補正予算案について）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 （令和5年度教育費補正予算案について、市長に意見を申し出たことから報告する旨の説明）

学校給食公会計化事業は、令和2年度より、学校現場の負担軽減と保護者の利便性向上を図るため、学校給食費を公会計化しているものです。今回の補正は3学期の学校給食について、高止まりしている食材費分を国の地方創生臨時交付金を活用し、市で負担する形で補正するものですが、各校へ予算の配当を行う必要があることから臨時代理としたものです。額としては、3学期の学校給食について、1人当たり376円を20,200人分759万6,000円で算出いたしました。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

（特になし との声あり）

田中教育長 質問がないようですので、質疑等を終結します。

報告第1号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

（異議なし との声あり）

田中教育長 御異議なしと認めます。よって報告第1号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、各課等報告に移ります。学校施設課からお願いします。

学校施設課長 （学校施設だよりについて）

学校教育課長	(流山市幼児教育支援センター附属幼稚園廃園方針に係るパブリックコメントの結果について)
指導課長	(市長表彰について)
博物館長	(流山市文化財保存活用地域計画(素案)の策定に係るパブリックコメントの結果について)
田中教育長	以上の各課等報告への質疑等がありましたらお願いします。
羽中田委員	市長表彰について御説明いただき、すごいなと思ったのですが、毎年度重複して表彰されるお子さんはいらっしゃるのですか。
指導課長	おります。毎年目指しているお子さんはいらっしゃいます。
羽中田委員	その辺りについての決まりはないのですか。何回とか、どうしても特定の特別なことをやっている子どもたちへの表彰に偏ってしまう傾向があるのではないかと懸念するのですが、いかがでしょうか。
指導課長	執行部としても御指摘のとおりと考えています。現状では、何回受賞したら、という規定は特にないので、今後検討していきたいと考えています。
羽中田委員	やはり公教育の中で、特別の子どもたちだけに対する表彰が果たして良いものかどうか、よく考えてご検討いただきたいと思います。よろしく申し上げます。 それから廃園の件についてのパブリックコメントで、子ども家庭課との連携というお話がありましたが、教育委員会と子ども家庭課というのはなかなか連携し難い部分があると思うのですが、どのような形で連携していくということでしょうか。
指導課長	今、子ども家庭部、健康福祉部、学校教育部の3部でプロジェクトチームを立ち上げたところで、2月1日にプロジェクトチーム第1回を開催しました。これからは部局を超えた組織を作っていくことが必要である、ということは全員一致で考えていることですので、今後そうした3部で枠を超えた組

織の編成に取り組んでいきたいと考えています。

羽中田委員

保育園と幼稚園の管轄が違うということで、どうしても連携ができない、保育園を卒園する子どもたちも幼稚園を卒園する子どもたちも、一緒に小学校教育を受けるわけなので、その辺りの連携をしっかりといただかないといけないと思っていることと、廃園に関わっても、同じスタンスで今後のことを考えていっていただきたいと思うので、是非とも連携してください。よろしくをお願いします。

田中教育長

そのほか、何かございますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

特にないようですので、各課等報告についての質疑等を終了します。続きまして、非公開と決定した案件に入ります。

(傍聴者がいないため、退席者なしで審議開始)

議案第4号「令和6年度教育費予算案について」

教育総務部次長、生涯学習部次長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

(主な質疑)

(問) 諸収入が10億円と大きな額であるが、この内訳は具体的にどのような項目が含まれているのか。

(答) ネーミングライツとあって、総合体育館に「キックマン アリーナ」というネーミングを付けていただくことにより、1年間に1,200万円のネーミング使用料をいただく、というものが入っている。同じくネーミングライツで総合運動公園の野球場が、京和ガスベースボールパークということで年間100万円、スターツおおたかの森ホールが年間400万円いただいている。あとは博物館で販売している書籍の売上も若干含まれている。

(問) 財源内訳の中に「特定財源」と「一般財源」とあるが、「一般財源」とはどのような内容か。

(答) 市が持っている現金のことを「一般財源」と呼んでおり、主に税金等

である。「特定財源」は国庫補助金や県の補助金、基金等を充ててやっているもので、それに市の現金をプラスして事業化されている、というのが財源内訳となっている。

- (答) 市で自由に使えるものが一般財源であり、この事業に使うように、と目的が決められているものが特定財源である。
- (問) 「予定主要事業一覧」に「おおぐろの森小学校校舎増築事業」とあるが、最初に建設する時に児童数の予想をしてつくると思うが、予想はして後々増築しようという計画だったのか、それともやはり足りないということで急遽増築することになったのか。
- (答) 当初から推計の中では増えることは想定していた。ただ、国の補助金は予定されている3年後の教室数に対してまでしか出ないため、補助金等を有効活用するためには後から増築した方が、増えた時にまた補助金がもらえるということで、後からの増築とした。おおぐろの森小学校は、4棟建てらうちの3棟しか建てておらず、増築するためのスペースは確保しており、予定通りの増築である。

議案第5号「令和5年度教育費補正予算案について」

教育総務部次長、生涯学習部次長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

(主な質疑)

(問) 「その他特財」とはどのようなものか。

(答) 基本的には基金という形で市として積み立てている金額があり、そこからこの事業に取り崩して充てたものである。

(問) 「地方債」というのは国、銀行等からの借入れだと思うが、教育委員会関係で借金をしている額はどれくらいあるのか。40年間くらいで支払うのか。

(答) 支払いは40年程度である。

(答) 毎年財政部が市全体の公債費を償還している。市全体でいうと、来年度の予算では約46億円、今年度は43億9,000万円償還しているので、毎年40億円程度償還している、という実績である。ただ教育費についての数字については、財政部に確認しないと今は資料を持ち合わせていない。

(問) 支出の比率でいうと5パーセント程度返しているということになるのか。

(答) 学校建設をすると、国からの補助で約2割入ってくる。残りの8～9割が地方債を発行している。そこに一般財源が1～2割入っている状態なので、その約8割のお金を40年程度で返していくという計画をしているので、学校建設をすると地方債は増える。ただ、その方がこれからの使っていく負担の中でそういう形で財源を作っているという形になっている。

議案第6号「流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の原案について」

学校教育部長、いじめ防止相談対策室長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

(主な質疑)

(問) 個人の調査、収集への報酬は当然のことと思うが、どうやってその時間を確定するのが不明瞭なので教えていただきたい。

(答) 調査活動の詳細については、調査会の会議での方針の下にそれぞれの委員が動くことになる。それぞれの事案ごとに各委員が実際に活動した内容やかかった時間を、定型の書式の報告書に記入し、その活動に基づいて得られた成果物(書面)を提出し、それを調査会の会長が承認をした上で、教育委員会事務局に請求が来るような仕組みをとっている。それに基づいて支給している。

(問) 自己申告で時間を報告するという形になるのか。

(答) そうである。

(問) そうするとなかなか定まらないというか、人により違う可能性もあるのではないか。

(答) 同じ作業であってもどの程度かかるかは人により違いがあるかと思う。

(問) 成果物で判断する形式なら分かるが、かかった時間となると個人差があるように思う。そうした場合、どのように解決するのか。

(答) 成果物をもとに判断していくことになると思う。行った内容が、例えば子どもへの聞き取りの下準備のための質問項目を検討する場であったり、こちらから渡した資料を分析した上で、課題点をまとめたものを調査会に出すためのペーパーをまとめる等、様々ある。それにより、聞き取りであればどれくらい的人数で、この時間が妥当なのかどうか等の判断は、その報告書と成果物をもって我々の方で判断していきたいと思っている。

(意見) 納得のいく精査をお願いしたい。

(問) 学校事故調査委員会について、これはこういった内容を対象としているのか。

(答) 主に生徒の死亡事故に関する内容を調査するために設置した組織である。

(問) 死亡事故だけなのか。例えば1ヶ月以上のけがをした等は入らないのか。

(答) 治療に要する期間が30日以上のかや疾病の場合も対象となる。

(問) 保護者の感情的なことから言うと、なぜそうしたことが起こったのかきちんと調べて欲しいという話があるとと思うが、そうしたことはどこが対応するのか。

(答) 通常、学校で事故が起きた場合は、事故報告が上がるので、市教育委員会はその事故報告を元に事故を把握した後、必要に応じて学校とのやり取りをしながら原因をはっきりさせ、その原因を事故報告にまとめた形にし、我々が持つことになる。それが重篤なものになった場合は、当然保護者と学校がやり取りすることになると思うので、基本的には学校が窓口になるが、必要に応じて我々が入ることもあるかと思う。ただそのケースはあまり多くない。場合によっては入らなければならないこともあり、例えば交通事故の時に、原因は何なのか、学校が警察とやり取りしていなかった場合は警察とやり取りしたのか等の助言や指導については当然我々も行うことになっている。

(答) 過去にも小学校で大きな事故があり、子どもがけがをして治るまで2～3年かかったということもあったが、そうしたことは全部学校任せではなく、必ず教育委員会が入り、事故報告書であったり、場合によっては担当が聞き取りをしたりということはしている。ある意味ケースバイケースなものもあるかと思う。

田中教育長

以上をもって、本日教育委員会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

これより「いじめ重大事態の経過報告について」の報告となりますが、この案件につきましては個人に関する情報が含まれています。よって、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により非公開としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よってこの案件につきましては非公開とします。
いじめ防止相談対策室長からお願いします。

いじめ防止相
談対策室長
田中教育長

(いじめ重大事態の経過報告について)

以上で、令和6年流山市教育委員会会議第2回定例会を終了します。

(閉会 午前11時10分)